

2020年認定事業主

社会福祉法人的場会



行動計画期間

平成29年7月1日～令和2年3月31日

取組内容

- ① 産前・産後休業、育児休業・介護休業、育児休業給付・介護休業給付、育休中の社会保険料の免除など、制度の周知や情報提供により、男性は50%、女性は100%の育児休業を取得した。
- ② 年次有給休暇の取得を促進するためにポスターを作成し、取得促進に向けた活動することによって、目標の5日を大幅に上回り、平均で、7.7日の取得を達成した。

「互いに相手を思いやり、人間力の向上を目指す」

企業のコメント

時間有給制度や育児時短制度の利用はかなり進んでおり、女性の育児取得率は100%でしたが、当法人の8割以上が女性であったこともあり、男性の育休利用は進んでいませんでした。しかしながら、個別面談や職員からの個別の相談を受けるなかで、共働き世帯の増加や、核家族化が進み、家事・育児の負担が女性により多くかかっている現状を聞き、男性の更なる家事・育児の分担を進めるために取り組みを始めました。しかし、男性職員が遅番や夜勤勤務を多く担っていたことから、女性職員の勤務体制の見直しを行い、初めて男性職員の配偶者出産後5日間の育休取得が実現されました。働きやすい職場を目指して、今後もワークライフバランスの実現に向けた取り組みを行っていく予定です。

男性育児休業取得者のコメント

妻とは同じ職場内で働いており、妻は、一人目の出産後、一年の育休取得後に職場復帰しており、二人目の子供の出産のときに、施設長より私の育児休業の取得を勧められましたが、当初は連続して5日間も休んでシフトが組めるのか、戸惑いました。しかし、職場内でも子育て中の職員が多く理解が得られ、管理職も女性であることから育休取得に繋がりました。長男の育児、妻の負担軽減にもなり、勤務の調整に協力してくれた職場の仲間感謝しています。今後は、他の男性職員も育児休暇が取得できるように、体制を整え、リーダーとしてフォローしていきたいと考えています。